

ガイドおよびアテンド通訳経費支払いについて

(2009年7月1日役員会申し合わせ事項)

当会が引き受けるガイド及びアテンド通訳の接遇依頼に関する経費の支払いを以下のよう

に規定する。
ガイド部門担当者あるいは担当ガイドは、依頼者との最初の接触の段階で、必要とされる人数分の実費（交通費＋施設入場料＋食事代等）を要請し、支払われる経費は会の口座に直接ふりこまれる場合をのぞいて、ガイド担当者が接遇の際に依頼者から受け取る。会に振り込まれた場合は後日会計担当者から支給する。少人数のグループで引き受ける場合は必要とされている人数分の実費を要請し、受け取った後はグループ内で判断して処理する。

活動は公共の交通機関を利用して行うことを原則とする。

交通費に関する細則は以下の通り：

1. 活動が宇都宮市内で行われる場合
待ち合わせ場所から活動場所までの移動にかかる交通費全額。
2. 活動が日光で行われる場合
上記に宇都宮から日光までの往復移動費（1500円）を加える。
3. 宇都宮、日光以外で行われる活動
宇都宮から活動場所までの移動にかかる交通費全額。

（利用できる適当な公共の交通機関がない場合、待ち合わせの場所までの移動に自動車を利用する時は、走行距離10kmあたり100円としてガソリン代を算定する。）

附記1： 接遇依頼者を自家用車に乗せて案内して回ることは、交通事故の危険性が大きいので会としては勧めない。事故などが万一起こった場合クラブとしてはクラブ員また接遇依頼者に対する補償、賠償の責任を負うことはできない。

附記2： 市内観光や日光二社一寺に関する観光ガイドに会員が自分の研修のため、希望して同行し、研修する場合、それにかかる実費は本人負担とする。

附記3： 福祉関係の団体が主催するなど公共性がある活動の場合は接遇依頼者から実費が支払ってもらえない場合がある。この場合役員会で対応を検討する。引き受けた場合実費に関しては可能な限りにおいて会が負担するよう努力する。